

いじめの重大事態に係る
追加調査報告書

令和7年5月28日

石岡市いじめ問題対策委員会

はじめに

石岡市いじめ問題対策委員会（以下「本委員会」という）は、石岡市いじめ問題対策連絡協議会との連携のもと、「石岡市いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）14条3項及び石岡市いじめ防止対策推進条例第19条1項の規定に基づき、石岡市教育委員会の附属機関として設置されたものである（令和2年4月1日施行）。

本委員会は、国の基本方針において、法第28条1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合は、その調査組織を兼ねるものとされている。

法律、心理、医療、福祉、教育等についての専門的な知識及び経験を有する者で構成され、石岡市のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について提言するとともに、教育委員会の諮問を受けて調査を行う。

本報告書（以下「追加報告書」という）は、XXXXXXXXXX小学校（以下「本件小学校」という）に通学をしていた児童（以下「A」という）の保護者からAがいじめ被害に遭ったとの申立てを受けて、本委員会において、申立ての原因となった事態がなぜ発生したのかを調査し、再発を防ぐ方策を検討した結果を報告した2024年5月28日付の報告書（以下「旧報告書」という）のうち、6年生の時のいじめ行為の有無等について追加調査を行った結果を報告するものである。

追加報告書を作成するために本委員会が行った活動概要は、以下のとおりである。

令和6年10月11日（金）	第1回委員会	概況の確認
令和6年10月23日（水）	第2回委員会	被害児童・保護者への追加調査についての説明
令和6年11月7日（木）	第3回委員会	調査資料の確認、調査スケジュールの確認
令和6年11月21日（木）	第4回委員会	調査資料の確認、調査スケジュールの確認
令和6年12月10日（火）	第5回委員会	被害児童・保護者への聴取
令和6年12月12日（木）	第6回委員会	調査スケジュールの確認
令和6年12月16日（月）	第7回委員会	関係児童への聴取
令和6年12月20日（金）	第8回委員会	関係児童への聴取
令和6年12月28日（土）	第9回委員会	関係児童への聴取
令和7年1月23日（木）	第10回委員会	聴取内容の共有
令和7年1月30日（木）	第11回委員会	調査報告書の作成
令和7年2月10日（月）	第12回委員会	調査報告書の作成
令和7年2月14日（金）	第13回委員会	教職員への聴取
令和7年2月27日（木）	第14回委員会	報告書の作成
令和7年3月24日（月）	第15回委員会	報告書（案）の提示

令和7年	4月	3日(木)	第16回委員会	調査報告書の内容検討
令和7年	4月	7日(月)	第17回委員会	調査報告書の内容検討
令和7年	4月23日	(水)	第18回委員会	調査報告書の内容検討
令和7年	5月	1日(木)	第19回委員会	調査報告書の内容検討
令和7年	5月	7日(水)	第20回委員会	調査報告書の内容検討

－目 次－

第1章 追加調査の目的と方法等	
1 経過概要	1
2 追加調査の目的	1
3 追加調査の方法等	
(1) 旧報告書等の精査	2
(2) 追加調査対象の選定	2
(3) 追加調査の方法	2
(4) 追加調査の際の配慮事項	2
第2章 本件の事実経過	4
1 令和2年4月から令和3年3月（第3学年）	4
2 令和3年4月から令和4年3月（第4学年）	5
3 令和4年4月から令和5年3月（第5学年）	5
4 令和5年4月から令和5年6月（第6学年）	6
第3章 本件いじめ行為についての事実認定と因果関係	
1 いじめの定義	8
2 被害児童の訴え	9
3 本委員会の認定した事実	
(1) 認定した事実	9
(2) いじめ該当性	10
(3) 小括	11
4 いじめ行為と重大事態の因果関係	11
第4章 学校と教育委員会の対応について	
1 いじめの未然防止、早期発見と対応について	12
(1) 教職員の実態	12
(2) 未然防止と早期発見	12
2 いじめの認知と学校の対応について	12
3 教育委員会の対応について	14
第5章 いじめ再発防止に向けた提言	
1 学校への提言	15
2 教育委員会への提言	15

第1章 追加調査の目的と方法等

1 経過概要

令和5年5月24日、本件小学校の6年生女子児童Aの保護者から、学校外部の相談窓口に対し、Aが3年生のときに同級生からいじめられていたこと、その後もいじめが解消されないまま進級し、現在教室で孤立している様子が見られること、及び自殺企図の心配もある旨（以下「本件」という）の相談がなされた。本件小学校では、上記相談の情報提供を受けて、Aの両親との面談を行い、全児童対象の「学校生活アンケート」を行う等した。しかし、Aの孤立感は解消されず、宿泊学習参加への不安をきっかけとして心身に不調を来し、令和5年6月16日から登校できない状態となった。

令和5年8月7日、本件小学校より、石岡市教育委員会宛に「いじめの重大事態発生報告書」が提出され、同年9月11日付同教育委員会の諮問を受けて、本委員会が、本件について、調査及び審議を行うこととなった。

本委員会は、本件について令和6年5月31日に調査報告書を市長宛に提出したが、Aの6年次のいじめの有無について、市長より追加調査の諮問がなされたため、本委員会にて追加調査を行うこととなった。

2 追加調査の目的

法第28条1項は、いじめに関する一定の事態を重大事態と定め、重大事態への対処と当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定している。

*参考 いじめ防止対策推進法

第28条（いじめの重大事態の定義）

第1項1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）。

第1項2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）。

本委員会の所掌事務は、「いじめの事案に関する調査、重大事態に関する調査、いじめの防止等の対策について必要と認める事項」である（石岡市いじめ防止対策推進条例第19条2項）。具体的には、いじめの重大事態が発生した場合（発生の疑いも含む）に、教育委員会の諮問を受けて、速やかに事実関係を明確にするため、また、同種の事態の再発防止につなげるための調査を行うものである。

以下、第1章では、旧調査報告書等を精査し、本件においていじめとして検討すべき

対象案件と調査方法を特定する。第2章では、対象期間につき、本件の客観的な事実経過をとりまとめ、第3章では、Aと関係者に対して行った聴取等の結果を踏まえていじめに関する事実認定を行う。第4章では、学校と教育委員会の対応に関する問題点を検証し、第5章では、これらを踏まえて、いじめの再発防止に向けて、審議した結果を提言する。

3 追加調査の方法等

(1) 旧報告書等の精査

本委員会では、令和6年10月11日の本件に関する第1回委員会において、旧報告書の内容を確認検討した。

また、追加調査に先立ち、令和6年10月23日、被害児童A及びその保護者から聴取を行った。

(2) 追加調査対象の選定

旧報告書及びAらの聞き取り結果等の資料をもとに、6年生次のいじめについて、対象となる下記の行為の存否といじめ該当性について調査を行うこととした。

- ① 修学旅行の班分けの際に「私がやるよ」と発言した行為について
- ② ①の発言に対してクラスメイトが「さすが」「ありがとう」等と発言した行為について
- ③ 顔を覗き込んで「やっほー」と声をかける行為

なお、A及び保護者からは、3年生から続くいじめの影響が残っていることや6年次のクラスにAを無視するような空気感等についても訴えがあったが、具体的な行為者や行為内容が特定できなかったことから、法の定めるいじめの定義に該当する行為があったと認定することは困難であることから、追加調査対象とはしていない。

(3) 追加調査の方法

追加調査の方法としては、資料の精査を行うとともに、学校関係者については、6年次の担任からの聞き取りをすることとした。また、関係児童の調査については、6年次の件に関与していた者について、任意の聴き取りを実施することとした。

本委員会が実施した調査は以下のとおりである。

令和6年12月10日(火)	第5回委員会	被害児童・保護者への聴取
令和6年12月16日(月)	第7回委員会	関係児童への聴取
令和6年12月20日(金)	第8回委員会	関係児童への聴取
令和6年12月28日(土)	第9回委員会	関係児童への聴取
令和7年2月14日(金)	第13回委員会	教職員への聴取

*関係児童1名については、同人の協力が得られず聴取はできなかった。

(4) 追加調査の際の配慮事項

Aらの心情に寄り添い、調査に対する意向を可能な限りくみ取りながら調査する。中立公正な立場であることを意識し、客観的な事実関係を明らかにする。

学校運営上の問題等についても、事実をしっかり向き合う姿勢で調査する。

A 及び関係児童の聴取に際し、特に3年次の出来事については時間が経過していることから、記憶の変容に注意するとともに多数回の聴取実施による精神的な負担等を考慮する。

第2章 本件の事実経過（旧調査報告書を引用する）

1 令和2年4月から令和3年3月（第3学年）

平成30年4月、Aは、本件小学校に入学し、令和2年4月に3学年に進級し（3年■■■■）、男性教諭が担任になった。

Aによると、3年次、以下の各出来事があった。

令和2年4月ころから、Bに鉛筆や消しゴムを貸してくれと言われて貸しても返してくれないことや、「あそこにあるから自分でとりに行け」と言われることがあった。このことについて、7月10日にAはAの母親に相談して連絡帳で担任に訴えた。しかし、担任は連絡帳に「今後、よく見ておこうと思います」と記すのみだった。

同年5月、Aは同じ学級のB・C・D・Eから無視されるなどしたが、我慢していた。

同年9月に実施される運動会に向けて練習が続いていたが、Aは、9月上旬ころから腹痛・脱水症状等の体調不良を訴えていた。

同年9月、Aは、B・C・D・Eから無理やり係活動をやるように言われ、「やらされている」という思いだった。

同年9月15日、AがAの母親に、CからBとDを無視するように言われたと話した。Aの母親が担任に連絡帳で訴えたが、「注視したいと思います」と返答するのみだった。

同年9月に実施された運動会での係活動の際、AはCからこぶしで殴られた。

同年9月中旬、Aが、Bの鍵盤ハーモニカのケースに接触し、Bの指をふたに挟んでしまい、その際Bが、Aに対し、「怪我したから10万円よこせ」と言ったことがあった。この件では、学年主任と担任が、AとBに指導し、互いに謝罪し合った。担任によると、その後AとBの保護者へ電話で連絡し、Aの保護者には、「子供がしたことですから・・・」等と説明した。

同年10月に、AはBから首を絞められた。

遠足の班を決める時、Aは、BとDに腕をひっぱられ、B・C・D・Eと同じグループになった。

さらに、同年11月中旬、昼休みが終わったときに、Aの上履きがなくなっていたことがあった。担任によると、Aからの上履きがないという訴えを受けて、担任が昇降口付近を捜していた。5分くらい捜していると、女子児童2人が一緒に捜してくれた。1人が「1階から2階の踊り場に落ちていた。」と言って上履きを持ってきた。※女子児童の名前は記憶にない。その後、担任が、学級の児童に対し、Aの上履きについての情報をたずねても反応がなかったので、担任の判断で、上履き紛失についてのアンケートを作って実施した。同日の5、6時間目に児童のアンケートをもとに学級全員に面談を実施した。Eが「Cが上履きを持っていた」と言うので、後日、担任は、Cと面談したが事実は確認できなかった。担任は、学年主任に事案を相談した後、Aの保護者に電話で「CがやったとEが教えてくれたが、Cは認めていない」と報告した。その後、上履き紛失の件については、特段の対応はな

されなかった。なお、Aによると、担任は上履きを探していないし、女子児童2人が一緒に探したという事実もなく、アンケートも実施されていない。

3年次3学期に、本件小学校が「学校生活アンケート」（定期的：全児童対象）を実施した。

担任によると、その後、担任がAの教育相談を実施したところ、Aが、「私が話しかけると4人（B・C・D・E）はどこかに行ってしまう」と訴えた。その後、担任は生徒指導主事と上記4人に対し、4人の行動がいじめにあたるとして指導を行った。4人がAに謝罪し、Aも「いいよ」と言った（なお、Aによると4人の謝罪は受けていないし、Aが「いいよ」と言った事実もない）。その際、4人はA以外の4人だけで話したいから移動したと理由を言っていた。担任によると、Aの保護者には担任から電話で報告をしたが、4人の保護者には連絡していない（なお、Aによると担任からの報告は受けていない）。また、この件について、担任から校長・教頭に報告した記録も確認できなかった。

Aは、令和3年2月15日から3日間頭痛が続いた。その後登校を渋るようになった。

このころ、コンピューター室で授業をしていたところ、CがAにメールで「Eってばかだよ」と送信してきた。Aが、担任に訴えたが、反応はなく、「電源を落として」と指示され、送られたメールも消えてしまった。

さらにこのころ、自宅でAが自分の胸に包丁を突き付け、「苦しくてつらい」と述べていた。

2 令和3年4月から令和4年3月（第4学年）

令和3年4月にAは、4学年に進級して、担任が女性教諭に変わった（4年■■■）。

Dとは同じ学級になったが、B・C・Eは4年■■■になり学級が分かれた。

同年4月の授業参観の頃、Aの雑巾がなくなったことがあったが、教室外から見つかった。担任は、担任が座る机付近に雑巾かけを置いたり、予備の雑巾を預かったりするなど再発防止に努めた。

Aによると、鬼ごっこをしていた際、B・C・D・Eなどを追いかけていた時に「バカ、死ね。」と言われたことがあった。

Aによると、4年次のマラソン大会で最後にCに抜かれて両親のところで泣いていたら、Cが来て「泣いているの。うける。」とちゃかしてきた。

3 令和4年4月から令和5年3月（第5学年）

令和4年4月にAは5学年に進級し（5年■■■）、4年次と同じ担任になった。

B・D・Fとは同じ学級になったが、C・Eは5年■■■になり学級が分かれていた。

Aによると、Cににらまれたり顔を覗き込まれたりすることがあった。

同年11月21日、石岡市教育委員会教育相談室にAの母親が相談の電話をかけた。主訴は、小学校3年生の頃からいじめがあったが、4年・5年生は学校にも慣れて学校へ行

けるようになってきた。しかし、6年生・中学校入学に向けて不安であるというものだった。相談員は、問題が起きたらすぐ報告をするようにAの母親へ伝え、教育委員会に内容を連絡した。記録によると、保護者の要望があったため本件小学校には内容を連絡していない。

4 令和5年4月から令和5年6月（第6学年）

令和5年4月、Aは6学年に進級し（6年■）、担任が変わって男性講師になった。

Aによると、担任が男性なので、話しづらく感じ、3年次の男性教諭を思い出した。また、クラス全体に自分を疎外するような嫌な空気、雰囲気を感じていた。

「友達の作り方がわからなくなった。話しづらいし、やりづらい。」とAの母親に話すことがあった。

Cは6年■で学級が分かれていたが、Aに対し、声をかけたり、顔を覗き込んで「やっほー」と言ったりしてくることがあった。

同年5月に実施された校外学習（東京方面）の班決めにおいて、Aは、Eから同じ班になろうと誘われるが断った。しかし、結果的には人数の関係でEと同じ班になった。

同年5月23日、Aの母親がカウンセリングを予約していたが、スクールカウンセラーの都合でキャンセルになった。

同年5月24日、Aの母親が、水戸いじめ体罰解消サポートセンターに電話相談を行った。

同日、県南教育事務所を経て石岡市教育委員会に対し水戸いじめ体罰解消サポートセンターの情報が提供された。さらに、石岡市教育委員会より本件小学校へ情報提供がなされ、教頭からAの保護者へ確認の電話連絡がなされた。

同年5月25日、本件小学校の教頭が、Aに知らせずに両親と面談して、事情を聴いた。そして、学校としては、全職員に周知して、学校全体としても見守りを強化すること、担任が週に1回Aの家庭へ電話連絡することを保護者に伝えた。

同日、「学校生活アンケート」（定期的：全児童対象）を実施し、6年生全員に教育相談を行った。

同年6月1日、Aの両親とAが来校し、校長、教頭と共に翌日の校外学習に向けての不安などを話し合った。

同年6月2日、Aは校外学習に参加することができ、お弁当の時間は楽しかった等と話した。

同日、Aの母親が、石岡市教育委員会にいじめ相談の電話をした。相談内容は、Aが、6年生になって、学校になじめていないこと。3年生の時のいじめ問題が解決しないと、気持ち安定しないこと。さらに、Aが、自宅で、包丁を持ち出して、「包丁で刺せば死ぬるのか」と発言したり、自室のAの自宅の机の中に「死にたい」と書いたSOSミニレターが入っていたりしたこと等であった。

同年6月14日、Aの学級で宿泊学習の班決めが行われた。学級は27人（女子は15人）

で、男女別々に話し合いで決めた。班は、ビンゴ・ゲーム班・カレー作り班・就寝班と3つの種類があった。カレー作り班がなかなか決まらなかった。

Aによると、2人組を作るときに、自分の相手は決まっていなかった。その時に、Eが、「私やるよ」と言い、周りから「ありがとう」という声もあったことから、Aはとても嬉しい気持ちになった。その後、Aは疲れて泣いてしまったが、誰も声をかけてくれなかった。様子を見ていた校長が、話を聴いてくれた。担任は、気づいていなかったように思う。

同日、3校時に校長が、教室に来て、泣いているAを校長室に連れて行き、苦手な児童と一緒にグループになってしまって不安になってしまったことを聞き取る。

その際、Aは、宿泊学習の引率の先生に3年次の担任がいるので、行きたくない、と話した。

同日、Aは、4校時に教頭と話をしたが、学級に戻ることに不安がっているため、校長室で校長と給食を食べる。落ち着きを見せ始めて、「宿泊学習に行けそう」と言って、5校時目から教室に戻る。

同年6月16日、Aの保護者から学校に、「Aが学校に行きたくないと泣いているので、欠席する。」と連絡があった。また、宿泊学習も不参加にする、自分がクラスのお荷物だと感じたという話があった。さらに、Aの父親から「3年生の時のいじめが解決されていないから何も進まないのではないか。」という話がなされた。

同年6月19日、Aの母親から学校へ欠席の連絡が入り、Aの両親が来校する。

本人の様子として、とても不安定で、夜もギャーと叫びながら泣くといった症状がある。食事はとれていて犬の散歩などはしているが、「学校」、「宿泊学習」「Cさん」という言葉を聞くと不安定な精神状態になるという話がされた。また、A側より3年次担任からの謝罪の要望があった。

同6月28日、6年生全体の児童を対象に、宿泊学習に向けてのアンケートを実施する。Gのアンケート用紙にAから、Bにいじめられていたと聞いた旨の記載があった。また、Eのアンケート用紙には、宿泊学習の班を決める時に、Aが泣いてしまった。自分の一言で泣いたのではないかと記されていた。

同年6月29日、Aの両親が来校し、Aが、3年次からのいじめ行為について書き留めていた内容をまとめて作成したメモ（以下「Aのメモ」という）が提出された。

同年7月6日、教頭と教務主任が、B・C・D・Eから聞き取りを行う。

同年7月14日、学年集会を開き、Aの名前を公表（A・保護者の了承のもと）して、児童にAの苦しみを伝え、友達との関係作りを指導し、校長の講話を実施した。

同日、教頭がCの聞き取りを実施する。

同年7月19日、教頭と3年次担任が、B、Dからの聞き取りを実施する。

同年7月26日、Eの聞き取りを実施する。

同年8月7日、本件小学校からいじめ重大事態発生報告書が石岡市教育委員会に提出された。

第3章 本件いじめ行為についての事実認定と因果関係

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条1項では、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。

また、文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改訂）には、いじめにあたるかどうかの判断について次のように述べられている。

ア いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

ウ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

オ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

カ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を

傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

キ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

上記いじめの定義を踏まえ、本件の6年次におけるAに対する行為について、以下検討する。

2 被害児童の訴え

(1) 班決めの際にEがクラスメイトの前で自分が「Aと同じグループになる」という趣旨の発言したこと

宿泊学習の班決めの際、Aが2人組のグループをつくれずにいたところ、Eが、自分がAと同じグループになるという趣旨の発言をした。

(2) (1)の際、周囲にいた児童が「さすがE」等と発言したこと

Eの上記発言に対して、クラスメイトが「ありがとう、よろしく」等と言っている状況があったため、自分がクラスの負担になっているという負い目を感じた。

(3) 顔をのぞいてやっほーと言われたこと

Aが苦手な距離を置きたいと思っていたC、Hに、顔をのぞきこまれ「やっほー」と言われた。嫌で距離を置きたいという態度をとっていた相手であるにも関わらず、あえて顔をのぞきこんであいさつをするのはいやがらせではないかと感じた。

3 本委員会の認定した事実

(1) 認定した事実

A及び関係者への聴取、関係資料その他本件に関する一切の事情から、下記ア及びウの事実については旧調査報告書と同様、以下の事実が認められる。また、下記イの事実

についても、学校の令和5年9月15日付聴取記録及び同日の聴取担当者への聴き取りにより、認定できる。

- ア 班決めの際にEがクラスメイトの前で自分が「Aと同じグループになる」という趣旨の発言したこと（以下「行為①」という）。
- イ H、IらがEに対し、「Aと組んで」と発言し、行為①を受けて、Hらが「さすがE」「ありがとう、よろしく」等と発言したこと（以下「行為②」という）。
- ウ C、Hに顔をのぞきこまれてやっほーと言われたこと（以下「行為③」という）。

(2) いじめ該当性

- ア 行為①及び③について

行為①及び③はいずれも行為そのものがあったことは認められる。

しかし、行為①及び③により、Aが具体的な心理的影響を受けたと認定することは困難である。

まず、行為①について、従前の資料及び追加調査の結果から、Eの発言は、客観的にはAに対する加害意思があったとまで認められない。また、発言そのものについても不適切な内容であるということもできない。Eの発言は、困っているAを助けたいという思いから出た側面がないとは言い切れない。Aはこれに対し、従前の調査において、クラスメイトがEに対し「ありがとう。よろしく」と言っていたため、自分がクラスの負担になったと感じたと述べている。しかし、後述のとおり、Eの発言以降のクラスメイトの発言に関してはいじめ該当性を認定しうるものの、Eの発言そのものをいじめと認定することは困難である。3年生のいじめにより受けた心理的影響がAに残っていたため、Eの発言に対するH、Iらの反応からA自身がクラスの負担になっていると感じたことは否定できないが、行為①が直接Aに心理的影響を与えたということまではできない。このときにAに心理的な影響を与えたのは、3年次のいじめの影響が残っていたこと及び行為②であると考えられる。したがって、行為①のみをとらえていじめ行為と認定することはできない。

つぎに、行為③について、C自身が「やっほー」等とAに声をかけたことは、C本人の聴き取りによれば、その意図は学校に再び登校することができるようになったAを励ますものであったとのことであった。たしかに、従前いじめを受けていたAからすれば、この行為に不快感を覚える可能性があることも否定できず、CがAに声をかける方法としてこれが適切であったかについては議論の余地はある。しかし、小学生のCなりに関係の修復やAが再び学校に来られるよう応援したい気持ちから出た行為であるという余地もあり、客観的にはクラスメイト同士の日常的なあいさつの枠を出ないものであって、加害意思や明白な不適切性が認められるものでもない。これについても、Aに3年次のいじめの影響が残っていたことから、心理的影響が生じたものとはいえ、Cの行為そのものが直接Aに対する加害行為ということとはできない。

- イ 行為②について

他方で、HらがEに対して行為①を受けて、行為②の「さすがE」や「ありがとう、よろしく」等の発言については、A自身が、自分はクラスの負担になっているととられかねない発言であり、仮にHらがEをほめる意図のみで、Aを傷つける意図がなかったとしても、教室内のAに聞こえるような場所での発言としては不適切であるとも言える。これによりAに心理的な影響を与えうることも併せて考えると、いじめを広くとらえる現行法の考え方に従えば、行為②についてはいじめと認定することができる。

もっとも、この時期のクラスの方針として、宿泊学習の際の班決めにおいては、なるべく違う児童と組むよう指導がされていたという事実も確認されている。クラスメイトがまだAと班を組んでいないEに対して、Aと班を組むよう提案をすること自体は、クラスの方針と合致するものではあるが、Eの「私がやるよ」という発言を受けて「さすがE」や「ありがとう、よろしく」等と発言を、現に班を組めない児童の前で行うことは当該児童を傷つける可能性のある行為である。

なお、上記のようなクラスの方針が定められた場合、班をスムーズに組める児童とそうでない児童が生じることは容易に想定される。その結果、クラスの班分けが児童の自主性に任せられ、ある児童が良かれと思って行った行為でも、十分な配慮がなされず児童を傷つけてしまうことはあり得る。本件はまさにそのような経緯でAが傷ついたと言える事案である。

(3) 小括

以上のとおり、当委員会としては6年次のいじめのうち、行為②についてはいじめと認定するが、行為①、③はいじめと認定しない。

付言すると、行為②についても、当委員会としてはいじめと認定したものの、小学校高学年という年齢は人間関係をまさに学んでいる最中であることや、上記のようなクラスの方針や教員の介入がないなどの背景もあることから、行為②について関係児童に厳しい指導が必要な事案であるとまでは言えない。

4 いじめ行為と重大事態の因果関係

行為②と長期欠席の間の因果関係について検討する。

まず、行為②の後、Aが机に伏せて泣いていた様子が確認されている。

また、行為②は令和5年6月14日の出来事であるが、Aは同日校長室で宿泊学習に行きたくない等の相談をしているし、行為②と近接した日である同月16日から長期欠席に入っている。

以上を踏まえると、行為②と重大事態との間には因果関係が認められる。

第4章 学校と教育委員会の対応について

1 いじめの未然防止、早期発見と対応について

(1) 教職員の実態

旧調査報告書において、令和5年度の本件小学校は、30代の教職員が生徒指導主事、20代の臨時任用職員が6年■の担任という立場を担う状況にあったことが報告されている。

令和5年度の本件小学校は、学校組織全体としても、令和3年度に学校長が着任し、令和5年に教頭が着任している。さらに、令和2年の元3学年主任や元生徒指導主事は、他校へ異動しているなど、令和2年度当時の学校の状況を知る教員がほぼいない状況となっていた。

(2) 未然防止と早期発見

旧調査報告書において、「令和2年度いじめ防止基本方針」を作成し、教職員に対し研修を行っていたことや生徒指導及びいじめについて報告する時間をとり共通理解を図っていたことが報告されていた。また、児童に対して、定期的に学校生活アンケートを実施し悩み事を把握していた、さらに、配慮を要する児童に対しては聞き取り面接を実施し、観察を継続していたことが報告されていた。

さらに、本件小学校は、全校児童に対して、「学校適応感尺度(ASSESS)」も実施するなど、児童の実態把握に努めていたことも報告されていた。ただし、これらの未然防止や早期発見に関する取組に関する記録は令和4年度に処分されており、今回の調査においても、どのような対応がなされたかについて検証することはできなかった。

2 いじめの認知と学校の対応について（6年次）

(1) 児童の実態等（6年次）

担当教員への聴取からは、Aの在籍していた6年■は、明るい子が多く、中心となってクラスを盛り上げる男子、女子児童がいたとのことであった。クラス替え直後の4月にはクラスメイトとの距離感を探り合う雰囲気があったが、5月以降は打ち解けていったという印象であったという。また、担当教員によれば、Aが特別疎外感を感じているような様子や、仲間外れになっていた様子は見受けられなかったということである。そして、今回調査の中でAが語った、クラスの中で「全員から無視されているような空気」を感じていたことについて、担当教員は認知していなかった。

クラスに在籍していた児童への聴取からは、「他に仲の良い友達ができた」という個人的な事情からAと話しづらいつ感じていたという回答があったものの、Aをクラス全体から意図的に疎外した、または集団から仲間はずれにしたという行為は認められていない。それでも、学校としては早期にアンケートや個別の面談を行うなどして、クラスの雰囲気に馴染めていない、親密な友人関係を築けていないと感じている児童の不安に対して早期にケア

を行うような対応ができていたことが想定される。

(2) 宿泊学習の班決めの際に E がクラスメイトの前で自分が「A と同じグループになる」という趣旨の発言したこと。

令和 5 年 6 月 14 日、宿泊学習に向けて宿泊部屋、係といったグループを決める際、担任は児童の自主性を尊重して、児童に任せてグループを決めさせるような立場を取っていた。係については 2～3 人のグループを決める必要があったが、A の班はなかなか決まらず、その時に E から「私がやるよ」という発言があり、周囲からは「さすが E」、「ありがとう、よろしく」等の反応があった。A は E の発言と周囲の反応から、自分がクラスの負担になっているという負い目を感じ、机に伏せて泣き出した。担任は A が泣いていたことを休み時間に知り、A と話そうと考えていたが、校長が既に対応していたため、その日に直接話はしなかったとのことであった。

聴取からは、E の発言はなかなかグループが決まらない A を気遣った善意から生じた側面があることも否定はできない。E の意図としては、あくまで、誰かから仕向けられたものでも、自身の優しさや気遣いを誇るためのものではなく、「自分が一番 A と話ができる」という認識からのものであったと説明されている。

(3) (2)の際、周囲にいた児童が「さすが E」等と発言したこと

班決めの際に E が「私がやるよ」と発言したことに対して H と I が「さすが E」と反応していたことが、教職員への聴取から確認されている。

H、I は班決めの際のやり取りについては「覚えていない」とのことであり、発言の背景や真意については確認できていない。

なお、担任の聴取からは、グループ決めにおいて、児童たちの自主性や自発性を尊重しながらも、宿泊部屋と係で同じ人と組まないようにしてほしい、という説明を行ったことが認められる。宿泊学習の女子グループは 2 つであったことを考慮すると、前提として係で組むことのできるクラスメイトの選択肢は限られていたこと、そしてその限られた選択肢や時間の中で各児童が自主性を発揮することを求められていたことが示唆され、クラスの雰囲気や周囲に馴染めていない児童や、自発性を発揮することに不得意感を抱えている児童にとっては、たとえ善意から向けられた言動であっても、傷つきとして体験されやすいような状況であったと同時に、自主性を発揮することのできる児童にとっても、時間的、義務的なプレッシャーの中で、不用意な発言が生じやすい状況であったことが考えられる。

(4) 顔をのぞいて「やっほー」と言われたこと

A は C と距離を置きたいと思っていたのだが、時々「やっほー」と声をかけられ、苦痛だったので無視していた。C は当委員会の聴取で、A については「気になって声をかけていた。他の友達にも『おはよう・やっほー』と声をかけている」と答えている。

同様に、A は H がクラスの空気をおかしくしていると感じており、H から「やっほー」と声をかけられ、嫌な思いをしたと述べている。他方で当委員会の聴取に対して H は純粋な挨拶として「やっほー」と声掛けしており、嫌がらせの意図はないとしている。

(4) 学校の対応

Aが「いじめ行為」として認識した行為やクラスの空気については、被害児童が3年生時に経験したいじめ行為や担任教員への不信感が背景にあると判断されるが、学校側はそれらについての十分な情報を取得していなかったといえる。学校は、Aの保護者からの訴えがあった令和5年5月25日になって初めて、令和2年に生じていた3年生時のいじめ行為を認知しており、それまでにAが経験していた精神的な苦痛へのケアがなされていなかったことに加え、加害児童に対する即応的な指導も行われていなかった。そのことが、Aが6年生時にクラスの雰囲気や他児童との関わりの中で感じた不安を増幅させ、学校への不信感を払拭できなかった一因と考えられる。

また、6学年の担任は中学校から転勤した臨時的任用職員であり、初めての担任業務の中で、年齢的には近いものの、中学生と小学6年生では他者の立場への理解や中長期的な視点に立った対人関係などにおいて大きな発達の差異があることを十分に検討できていなかったことも考えられる。今回の聴取からは、遠足の班決めや宿泊のグループ決めの際の関わりにもみられるように、各児童の自主性や自発性を尊重するような形のクラス運営がなされていたことが示唆されている。一方で、クラスの中でAが感じていた疎外感と、担任教員のAに対する認識の齟齬から見られるように、性格的な特性や生活史の影響等により、クラスの中でうまく自主性を発揮できない児童や、クラスの雰囲気に馴染むことができなかった児童に対してのケアは行き届いていなかったといえ、クラスで実施したASSESSの結果からも、教員からの情緒的なサポートが十分でなかったことも考えられる。また、ASSESSを受けていない児童に対する個別対応も行うことが考えられたが、これらの対応がされていなかった点について、学校側の対応にも問題点がある。

3 教育委員会の対応について

本件に関して、教育委員会は関係する児童や保護者、教員、対策委員会とのつなぎ役として、十分かつ即時的な連絡、報告、相談を行ってきたと考えられる。しかしながら、被害児童の保護者に対する教育委員会の対応の中には、一部不適切なものがあったといえる。6年生での出来事に関する被害児童の保護者からの問い合わせに対して、「いじめとして認識している」といった従前の調査結果と相反する回答を行ったとされる点については、口頭でのやり取りであったにせよ対応に一貫性を欠いており、被害児童の保護者からの教育委員会や調査委員会に対する不信感を高めた要因となりえる。

今後は、教育委員会内での見解を統一し、児童や保護者、外部機関に対して一貫した対応を行うことが、関係者とのより強い信頼感に基づいた関係性の構築に繋がると考えられる。

第5章 いじめ再発防止に向けた提言

今回、いじめの重大事態に係る調査の追加調査を行うに当たり、旧調査報告書及びその関係資料を読み込んだ。3年生のいじめが表面化した6年生の時の学校側の対応について、Aや関係児童及び担任等教職員への聴き取りや生徒指導に関する情報交換、いじめ問題対策委員会などの記録を読み込み、時系列を追っていじめの事態の把握を行なった。追加調査に基づくいじめの事実経過といじめの事実認定はすでに述べたとおりである。その上で、いじめの再発防止に向けた提言を述べていくことにする。

1 学校への提言

旧調査報告書では、学校への提言として、いじめ防止に向けた組織体制の見直し、資料の保管方法についての見直し、情報の共有と組織的対応の重要性の再確認、若手教員の支援体制の充実、記録の取り方の研修、いじめ防止対策に関する共通理解の必要性の再認識等の事項を挙げている。今回の追加調査の報告書においてもこの提言を引き継ぐが、さらに、学校に対して環境の変化への居場所づくりを提言に加えることにしたい。

Aが3年生の時、コロナウイルス感染症対策のために休校や時差登校、オンライン授業等が続いた。4年生でも感染症対策が続き、グループ活動の授業形態、遠足等の学校行事は大きく制限され、通常の学校生活とはほど遠かった。5年生になり感染症対策を行いながらも学校として児童ができることを増やしていき、6年生になるとほぼ通常通りの学校生活環境となった。授業参観、遠足、宿泊学習、陸上記録会、グループ活動等ができるようになった。しかしながら児童によっては、通常の学校生活を送れる喜びの中であってもまだ感染症や友達関係で不安も混在していたと思われる。

学年はじめや長期休業後は誰もが不安になる。コロナ禍で通常の学校生活での経験が少なかった子ども達にとっては、以前の学校であれば当たり前のように行われてきた学校行事やグループ活動も、ちょっとしたことで不安を惹起させてしまうような活動になってしまうことも考えられるであろう。

そのような時教室は、自分の話を聞いてくれる友達がそばにいてくれて、親身に寄り添ってくれる大人がいる場所になることが望まれるだろう。学校には、学校そして教室が児童にとって居心地のよい居場所になるよう学校の組織体制づくりや教職員の支援体制を進めていってほしい。

2 教育委員会への提言

教育委員会に対しては、(1) 資料の保管についての取り決め、(2) 特定事案に関する相談の取り扱いについて、(3) 継続した支援体制の確立を提言した。この度の追加調査においてもこれらを行なっていくことを提言したい。

以上